

◎新潟県告示第363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 施行者の名称

魚沼市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 魚沼都市計画下水道事業

(2) 名称 魚沼市公共下水道

3 事業施行期間

昭和59年12月4日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和59年新潟県告示第2870号、昭和60年新潟県告示第3165号、昭和60年新潟県告示第3166号、昭和61年新潟県告示第2885号、昭和63年新潟県告示第1671号、平成元年新潟県告示第822号、平成3年新潟県告示第113号、平成3年新潟県告示第2471号、平成4年新潟県告示第51号、平成7年新潟県告示第695号、平成7年新潟県告示第1416号、平成7年新潟県告示第1417号、平成13年新潟県告示第325号、平成13年新潟県告示第720号、平成18年新潟県告示第564号、平成23年新潟県告示第451号の事業地に四日町字桐ノ木、並びに古新田字蟹沢、並びに大湯温泉字狐田を加え、大字今泉字宮ノ前、字道下、字水尻、字大川端、字芹川、字前田、字島田、字馬作り、字三本柳、字石曾根、字日付原、字坂ノ下、字橋場、字北田、字宮ノ腰、字田中島、字佐藤田、字八万田、字四紋田、字川添及び字新田沖、並びに大字新保字家敷浦、字新保、字アラシマ、字シマダ、字前田、字家の浦及び字水上、並びに大字中島字糸田、字小門口、字久弥花、字江添、字上谷内、字沢田及び字島田、並びに大字中島新田字長池、字家ノ前及び字島ノ下、並びに大字新保新田字菅原、字塚ノ腰及び字チカヤ、並びに大字山田字下ノ原、並びに大字中家新田字下原、字山ノ鼻、字トト道、字姫鶴、字福原及び字家の前、並びに大字中家字水草、字蟹沢、字石神、字才ノ神及び字大田、並びに大字一日市字番匠免、並びに大字井口新田字佐梨川、字願成寺、字欠下、字樋下、字浦堀添、字清水ノ上、字滝脇及び字下原、並びに大字七日市字下原、並びに大字蕨和田字屋敷、字家ノ前、字水尾、字コゴメ、字宮田、字前田及び字ソリ田、並びに大字芋川字山崎、字大樋戸、字一里塚、字前田、字赤木、字中山、字屋敷添、字十三堂窪、字殿畑、字原、字上堰、字後口田及び字袖沢田、並びに大字字津野字家ノ下、字家ノ前、字家ノ上、字久保田、字沢田、字水尻、字下平、字合田、字宮ノ上、字西ノ原、字葭殿、字小沢バタ、字沖ノ原、字小平沢及び字宮ノ下、並びに大字折立又新田字ウドヒラ、字十二沢口及び字落合、並びに大字下折立字沖、字前田、字向、字屋敷添、字中ノ沢、字小沢及び字原、並びに大字上折立字ヘツリ、字上坪、字湯中居、字前田、字西ノ沢、字下湯中居及び字原を削除する。

(2) 使用の部分

昭和59年新潟県告示第2870号、昭和60年新潟県告示第3165号、昭和60年新潟県告示第3166号、昭和61年新潟県告示第2885号、昭和63年新潟県告示第1671号、平成元年新潟県告示第822号、平成3年新潟県告示第113号、平成3年新潟県告示第2471号、平成4年新潟県告示第51号、平成7年新潟県告示第695号、平成7年新潟県告示第1416号、平成7年新潟県告示第1417号、平成13年新潟県告示第325号、平成13年新潟県告示第720号、平成18年新潟県告示第564号、平成23年新潟県告示第451号の事業地に中島字糸田、字小門口、字久祢花及び字沢田、並びに井口新田字佐梨川端、並びに吉田字大下、字川原、字出川及び字大田、並びに大沢字小栗山を加え、大字古新田字蟹沢、並びに大字小出島字本町から大字小出島字浦ノ島までの区間を削除する。